

令和7年度版

# 健診事業実施要項

大阪装粧健康保険組合



使ってみよう！  
マイナ保険証

# 『定期健康診断』の実施要項

定期健康診断は、事業主様の「事業主健診」、当健保組合の「特定健診」として「大阪健康倶楽部小谷診療所」に委託し、事業所と当健保組合のコラボヘルス事業として実施しています。

大阪地区は、毎年5月に難波神社にて集団健診を実施しており、令和7年度からは大阪の箕面地区でも集団健診を実施いたします。大阪以外の地区（札幌・東京・名古屋・神戸・福岡）は6月以降に実施いたします。

年度途中の入社の方や集団健診期間中に受診できなかった場合は、下記の健診機関にて年間通じて受診していただくことができますのでご利用ください。

健診の詳細や申込受付等については、小谷診療所へお問い合わせください。

## 令和7年度 大阪地区集団健診日程

【健診会場（大阪）】 難波神社 1階集会室

令和7年5月20日（火）～30日（金） 計9日間（※土日は除きます）

【健診会場（箕面）】 COM3号館 6階展示室

令和7年6月2日（月）～4日（水） 計3日間

### ①受診対象者について

定期健康診断は、貴事業所の従業員の方であれば、どなたでも受診していただくことができますが、健診費用の補助の対象となるのは、40歳以上の被保険者のみとなります。39歳以下の被保険者および健保未加入者（アルバイト勤務など）の方の費用は、全額事業所様負担となります。

### ②委託健診機関および健診料金について

委託健診機関および健診料金は、下記のとおりです。

東京以外の地区と東京地区では、健診料金が異なります。

健診結果の送付および費用の請求（事業主負担分）は、小谷診療所より直接事業所宛に送付されます。

[東京以外の健診機関]	《被保険者》	《被扶養者》
	健診料金 8,800円（税込み）	
・大阪：小谷診療所 ・札幌：札幌商工診療所 ・名古屋：オリエント労働衛生協会 ・神戸：岡本クリニック ・福岡：福岡労働衛生研究所	組合補助額 5,830円	組合補助額 7,800円
	事業主負担額 2,970円	自己負担額 1,000円
[東京地区の健診機関]	《被保険者》	《被扶養者》
	健診料金 9,900円（税込み）	
・友好会 秋葉原メーICALクリニック ・友好会 目黒メーICALクリニック ・同友会 春日クリニック	組合補助額 5,830円	組合補助額 8,900円
	事業主負担額 4,070円	自己負担額 1,000円

**※補助の対象となるのは40歳以上の被保険者及び被扶養者の方です**

※40歳以上の希望者には、大腸がん検診（便潜血2日法）1,760円を同時に実施し、費用は全額当健保組合が負担いたします。

※検査項目の詳細は、「令和7年度健診種別・検査項目及び健診料金（8ページ）」をご確認ください。

**\*表示されている金額は、すべて税込み価格です。**

《注意》\*被扶養者の方の健診のご案内は、当健保組合から6月中旬ごろに送付いたします。



# 『レディース人間ドック』の実施要項

レディース人間ドックは、40歳以上の女性で被保険者および被扶養者の方が受診できます。実施健診機関は、下記の2ヶ所にて実施しています。

## 《レディース人間ドック実施健診機関》

### 社会医療法人東和会 第一東和会病院 健診センター

〒569-0081 大阪府高槻市宮野町2-17

(阪急高槻市駅よりバスで約5分)

(☎予約申込番号)072-671-1035

### 一般社団法人オリエントラ労働衛生協会 大阪支部

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26 LUCID SQUARE SEMBA 2F

(堺筋本町駅⑦番出口すぐ)

(☎予約申込番号)06-6266-6440

レディース人間ドックを受診される場合は、**健診受診日の2週間前までに、必ず事前に**当健保組合へ利用申込みの手続きをしてください。  
※申込期限を過ぎての受付はできません。

対象者	40歳以上の被保険者・被扶養者の女性
実施期間	4月1日から翌年3月31日までの1年間
自己負担額	8,000円
申込方法	<p style="text-align: center;"><b>健診受診日の2週間前までに、健保組合へ利用申込をしてください</b></p> <p>①上記いずれかの健診機関に、直接電話等にて予約をしてください。 *予約の際に、当健保組合の組合員であることを必ず申し出てください。</p> <p>②予約完了後、<b>健診日の2週間前までに</b>当健保組合へレディース人間ドック利用申込の手続きをしてください。 *「レディース人間ドック利用申込書」は、注意事項をよくお読みになって必要事項・同意書欄に記入し、事業主を経由して提出してください。 *自己負担額の支払い方法は、当健保組合の窓口にて現金または銀行振込にてお支払いください。 (※被扶養者の方は事業主の経由は不要です)</p>
検査項目	診察・計測・血圧測定・胸部X線・検尿・視力・聴力・胃部X線または胃カメラ・便潜血・心電図検査 血液検査・腹部超音波・子宮頸部細胞診・婦人科超音波検査・乳腺超音波またはマンモグラフィー
オプション検査等について	<p>◎胃の検査について 「第一東和会」…原則、胃内視鏡(胃カメラ)です。なお、X線検査(バリウム)に変更することもできます。 「オリエントラ労働衛生協会」…原則、X線検査(バリウム)です。胃内視鏡(胃カメラ)に変更することもできますが別途費用が必要です。胃カメラ変更の差額は、健診申込時にご確認のうえ健診機関にてお支払ください。</p> <p>◎オプション検査について ・オプション検査を同時に受けることもできますが、オプション代金は健診申込時にご確認のうえ健診機関にてお支払ください。</p>

# 『女性生活習慣病予防健診』の実施要項

※令和7年度より、健診名称が変わりました

女性を対象とした生活習慣病予防健診は、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）が主催している健診で、皆さまの居住地周辺の公共施設等を利用して、毎年「秋」に実施しています。

5大がん検診（乳・子宮・大腸・胃・肺）も同時に受診することができるとても充実した内容の健診です。

女性生活習慣病予防健診の申込方法などの詳細については、毎年6月中旬ごろにご案内を送付いたします。



対象者	40歳以上の被保険者・被扶養者の女性
実施期間	令和7年10月1日～令和8年2月28日
申込時期 および 申込方法	6月中旬～7月中旬まで <b>※申込の受付期間は、約1ヶ月間です。</b> 健診申込書（郵送）およびインターネット申込にて受付します。
実施会場	全国約700契約医療機関（施設型）または公共機関等での会場（集合型） （※会場一覧表は、6月にお送りのご案内を参照してください）
自己負担額	5,000円
自己負担額の 支払方法	<p>※令和7年度より、自己負担額の支払方法が「医療機関にて支払う方法」に変わります。</p> <p>支払方法は、2種類あります。  <b>【窓口払い】</b>…施設や会場内で現金にて支払う方法  <b>【振込払い】</b>…金融機関等で振込をする方法</p> <p>会場ごとに支払方法が異なりますので、会場一覧表にて支払方法を確認してください。</p>
実施方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>① 健保組合が健診のご案内を送付 6月中旬</p> <p>② 受診者が健診の申し込みをする 7月中旬</p> <p>③ 医療機関が健診のお知らせを送付 9月中旬</p> <p>④ 受診者が健診を受診する 10月～2月（5ヶ月間）</p> <p>⑤ 医療機関が健診結果を送付 健診の約3週間後</p> </div> <p>①当健保組合から「女性生活習慣病予防健診のご案内」を送付します。</p> <p>②送付された「健診申込書」に希望する健診会場等必要事項を記載の上、申込締切日までに当健保組合へ申し込んでください。</p> <p>③申込んでから約1ヶ月半から2ヶ月後に、健診日時・注意事項などをお知らせします。あわせて、受診票・各種問診票・検査容器など医療機関から送付されます。</p> <p>④健診当日は、健診のお知らせ・受診票・各種問診票及びあらかじめ採取した検査容器（尿・便など）を持参し、指定された時間までに健診会場にお越しください。</p> <p>⑤健診の約3週間後、健診機関から「健康診断結果票」がご自宅に送付されます。</p>
検査項目	診察・計測・血圧測定・胸部X線・検尿・視力・聴力・胃部X線・便潜血検査・心電図検査 血液検査・子宮頸部細胞診・乳腺超音波又はマンモグラフィ

# 被扶養者の健診について

「被扶養者の健診についてのお知らせ」と「特定健康診査の受診券」を、6月中旬ごろに対象者の皆さまのご自宅へ送付させていただきます。

対象となる被扶養者の皆さまとは、令和7年3月31日現在で満39～74歳の被扶養者の方を対象にお送りさせていただきます。

◎特定健康診査とは、生活習慣病の予備群といわれるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して行うもので、40歳～74歳までのすべての方が対象です。

- ・被保険者 ⇒ 事業主がおこなう「定期健康診断」等を受けていただきます。
- ・被扶養者 ⇒ 「受診券を利用した特定健診(下記①)」またはその他の健診(下記②～⑤)を受けていただきます。

被扶養者の皆さまは、下記の①～⑤のうち、「いずれか1つを選択」して受診することができます

## ①特定健康診査 自己負担額 1,000円

受診券を利用して健保連集合契約(Aタイプ・Bタイプ)の医療機関で実施  
全国のほとんどの病院・医院・クリニックで受診することができます



## ②定期健康診断 自己負担額 1,000円

小谷診療所と契約している全国8健診機関で実施  
被保険者が受診する定期健診と同じ項目を受診することができます

## ③女性生活習慣病予防健診 自己負担額 5,000円

東振協が実施する健診で、全国各地の公共機関や会場で実施  
定期健診の項目に加えて、がん検診(子宮・乳・胃・大腸・肺)も受診することができます



## ④レディース人間ドック 自己負担額 8,000円

大阪地区の契約健診機関(2ヶ所)で実施  
人間ドックの項目と子宮がん・乳がん検診がセットになった健診を受診することができます

## ⑤人間ドック 自己負担額は健診機関により異なります

当健保組合が契約している全国の健診機関で実施  
自己負担額は、各健診機関の契約料金から健保補助額25,000円を差し引いた額です。  
(但し、自己負担額の下限は、10,000円)

注意  
事項

※特定健診の受診券の有効期限は **令和7年12月31日**です。

(ただし、有効期限内であってもその年度中に75歳となる方はお誕生日の前日までに受診してください。)

被扶養者の皆さまへの健診のご案内は、毎年、6月にお送りしています。  
5月末現在の資格データにて作成しておりますので、健診のご案内が届かず、  
受診をご希望される場合は、ご連絡をいただければ「特定健診の受診券」を  
発行いたします。

< 令和7年度 健診種別・検査項目及び健診料金 >

大阪装粧健康保険組合

健診種別		定期健診	女性生活習慣病 予防健診	レディース 人間ドック		人間ドック	特定健診	
実施健診機関		小谷診療所契約 (全国8健診機関)	東振協 (会場集合型)	第一東和会 病院	オリエンタル 労働衛生 協会	当健保組合の委託健診 機関または健保連契約 の健診機関	健保連 (集合契約A・B)	
対象者		被保険者 全従業員 ※費用補助は40歳以上	40歳以上の女性	40歳以上の女性	40歳以上の女性	40歳以上		
		被扶養者	40歳以上の女性	40歳以上の女性	40歳以上の女性	40歳以上 (被扶養配偶者のみ)	40歳以上	
診察	問診	服薬・喫煙・自覚症状・既往歴	●	●	●	●	●	
	診察	医師による聴打診・問診	●	●	●	●	●	
計測	身体計測	身長・体重・腹囲・BMI	●	●	●	●	●	
	血圧	収縮期/拡張期	●	●	●	●	●	
	視力	視力検査	●	●	●	●	●	
	聴力	簡易聴力	●	●	●	●	●	
血液検査	肝機能	AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GTP	●	●	●	●	●	
		総蛋白	●	●	●	●	●	
		ALP	●	●	●	●	●	
		アルブミン	●	●	●	●	●	
	尿酸 腎機能	尿酸	●	●	●	●	●	
		血清クレアチニン値 e-GFR (推算糸球体濾過量)	●	●	●	●	□	
	脂質代謝	空腹時中性脂肪	●	●	●	●	●	●
		随時中性脂肪	●(※1)	●(※1)	●(※1)	●(※1)	●(※1)	●(※1)
		総コレステロール	●	●	●	●	●	●
		HDLコレステロール	●	●	●	●	●	●
LDLコレステロール		●	●	●	●	●	●	
糖代謝	空腹時血糖	●	●	●	●	●	●	
	HbA1c	●	●	●	●	●	●(どちらか一方で可)	
	随時血糖	●(※5)	●(※2)	●(※2)	●(※2)	●(※2)	●(※2)	
血液一般	白血球数(WBC)	●	●	●	●	●	●	
	貧血検査(RBC・Hb・Ht)	●	●	●	●	●	□	
	赤血球恒数(MCV・MCH・MCHC)	●	●	●	●	●	●	
	血小板数	●	●	●	●	●	●	
血清学	CRP	●	●	●	●	●	●	
	血液型(ABO・Rh)	●	●	●	●	●	●	
	HBs抗原	●	●	●	●	●	●	
尿検査	尿蛋白	●	●	●	●	●	●	
	尿糖	●	●	●	●	●	●	
	尿潜血	●	●	●	●	●	●	
呼吸器系	胸部エックス線	●	●	●(2方向)	●(2方向)	●(2方向)	●	
	呼吸機能検査	●	●	●	●	●	●	
消化器系	上部消化管エックス線	●	●	●(※4)	●	●	●	
	上部消化管内視鏡	●	●	●	●(※3)	●(※3)	●	
	便潜血反応(免疫2回法)	▲(※5)	●	●	●	●	●	
心電図	安静時	●	●	●	●	●	□	
眼科	眼底(両眼)	●	□	□	●	●	□	
	眼圧(両眼)	●	●	●	●	●	●	
腹部超音波	腹部超音波	●	●	●	●	●	●	
子宮	子宮頸部細胞診	●	●(医師採取もしくは自己採取)	●	●	▲(※6)	●	
	経膈エコー 経腹エコー	●	●	●	●	●	●	
乳房	乳腺超音波(エコー)	●	●(どちらか)	●(どちらか)	●	▲(※7)	●	
	マンモグラフィ	●	●(どちらか)	●(どちらか)	●	▲(※7)	●	
健診料金合計(税込み)		8,800円	21,890円	29,000円	30,800円	各健診機関の 契約料金 (平均42,000円)	集合契約A型の 契約料金(7,150円) 集合契約B型の 契約料金(平均8,624円)	
(▲項目を除く)		(9,900円) ( )内は東京の健診機関						
当健保組合補助額	被保険者	5,830円	16,890円	21,000円	22,800円	25,000円	契約料金から1,000円を 差し引いた残額	
	被扶養者	7,800円 (8,900円)						
自己負担額	被保険者	2,970円 (4,070円)	5,000円	8,000円	各健診機関の契約料金から 組合補助額(25,000円) を差し引いた額	1,000円		
	被扶養者	1,000円 (1,000円)						

● は標準検査項目

- (※1) やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。
- (※2) やむを得ず空腹時以外に採血を行いHbA1cを測定しない場合は、食直後(食事開始から3.5時間未満)を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。
- (※3) 受診者の希望により『上部消化管エックス線(バリウム)』に替えて『上部消化管内視鏡(胃カメラ)』に変更可。(差額は健診機関窓口にて個人負担)
- (※4) 受診者の希望により『上部消化管内視鏡(胃カメラ)』に替えて『上部消化管エックス線(バリウム)』に変更可。(差額なし)

▲ はオプション項目(希望者のみ)

- (※5) 便潜血検査 1,760円(税込み)(費用は当健保組合全額負担)
- (※6) 子宮頸がん検診 子宮頸部細胞診のみ補助対象。自己負担額1,500円(残りの費用は当健保組合負担)
- (※7) 乳がん検診 乳腺超音波またはマンモグラフィのどちらか選択。自己負担額1,500円(残りの費用は当健保組合負担)  
乳房視触診のみのオプション検査とされる場合は補助金の対象外となります。

□ は医師の判断に基づき選択の実施項目(費用は当健保組合全額負担)

※人間ドックの検査項目は、各健診機関によって標準検査項目の差異があります。

(ご注意)

「子宮頸がん検診」と「乳がん検診」は、ドック基本コースに含まれている場合がありますのでご確認ください。

◎ 当健保組合の健診費用の補助金の支給対象は、すべて40歳以上の方となります  
※令和7年(2025年)度の場合、昭和61年3月31日以前に生まれた方)

# 『がん検診費用補助』の実施要項

厚生労働省で推奨されている「5つのがん検診」に対して検診料の一部を当健保組合が補助いたします。ただし、事業主の実施する事業主健診（定期健診など）を受けられた方が補助金の対象となります。

一定の年齢以上の対象者は、基本的にお住まいの市区町村が実施するがん検診を受診できますので、積極的にがん検診を受診してください。

検診の種類	検査の方法	補助の対象年齢・受診間隔	当健保組合からの補助額(注1)
乳がん検診	マンモグラフィー (乳房X線検査)	40歳以上 2年に1回 年度末年齢が偶数の方が対象(注2)	上限2,000円
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	20歳以上 2年に1回 年度末年齢が偶数の方が対象(注2)	上限2,000円
大腸がん検診	便潜血検査(2日法)	40歳以上 1年に1回	上限2,000円
胃がん検診	胃部X線検査(バリウム) 胃内視鏡検査(胃カメラ)	50歳以上 2年に1回 年度末年齢が偶数の方が対象(注2) ※当分の間、X線検査は40歳以上、毎年実施可	上限2,000円
肺がん検診 被扶養者のみ(注3)	胸部レントゲン検査	40歳以上 1年に1回	上限2,000円

(注1) 検診費用が当健保組合の補助額に満たない場合には、その実費を補助いたします。

(注2) 健診機関等で全額自費によるがん検診（市区町村実施のがん検診ではない場合）は、当健保組合指定の条件に該当する方のみ補助の対象とします。

(注3) 被保険者の方は、事業主健診時に「胸部レントゲン検査」が含まれるため、肺がん検診のみの補助はできません。

**お住まいの市区町村が実施するがん検診は、すべて補助の対象となります**  
(表記以外の検査方法や対象年齢以外でも補助の対象です)

◎がん検診の対象年齢や受診間隔、実施方法などは各自治体によって異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせいただくか、各自治体のホームページ等にてご確認ください。

## 【請求方法】

《がん検診補助金請求書》に必要事項をご記入のうえ、下記の添付書類を添えて事業主様からご請求ください。

㊦ がん検診受診者名簿

㊦ 検診実施機関等の領収書(写)

※領収書には、氏名・検診日・検診料金・検診の種類が明記されたもの。

(ご注意)

- ・保険診療によるものは対象外となります。
- ・被保険者、被扶養者の個人からの請求は受付できませんのであしからずご了承ください。
- ・がん検診受診月の翌月末までにご請求いただきますようご協力をお願いいたします。



★**集団健診(定期健康診断)**を受診されている皆さまに「がん検診」の受診をおすすめしています。健康のために、がんを早期に発見し、早期に治療できるよう、全国の市区町村で実施されているがん検診を受診しましょう。

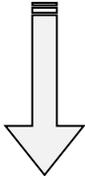
# 『特定保健指導』の実施要項

特定保健指導は、健康診断の結果から「メタボリックシンドローム」に着目し、生活習慣病の予防に向けて、対象者本人が生活習慣改善に取り組むための健康支援プログラムです。

リスクの度合いにより【動機付け支援】と【積極的支援】に分かれ、支援回数が異なります。

両支援とも、概ね3ヶ月から6ヶ月程度の実施期間となります。

特定保健指導の対象となられた方については、下記のいずれかの方法で保健指導を受けていただきます。

対象者	<p>40歳以上の被保険者・被扶養者で特定保健指導の対象となられた方          ⇒特定健診の結果、<b>国の定めた方法で階層化し、</b>          特定保健指導（積極的支援 または 動機付け支援）の対象者が決まります。</p> <p>※対象者のうち、健診結果をもとに順次ご案内しております。  <u>※高血圧・糖尿病・脂質異常に対する薬剤治療を行っている方は保健指導の対象外です。</u></p>
自己負担額	<p>費用負担なし（0円）          （※費用は、全額当健保組合が負担しています）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>・動機付け支援の場合 約10,000円              ・積極的支援の場合 約28,000円</p> </div>
実施方法 および 実施者	<p>①人間ドックの受診当日に、健診機関の専門スタッフ（保健師・管理栄養士など）が実施          現在、13健診機関と契約中ですが、今後さらに契約機関を充実させていく予定です。          関西地区（5ヶ所）：みどり健康管理センター・大阪中央病院・アムスニューオータニクリニック          淀川キリスト病院・第一東和会病院          関東地区（8ヶ所）：鶯谷健診センター・東京品川病院総合健診センター          アムス丸の内/パレスビルクリニック・アムスランドマーククリニック          秋葉原メディカルクリニック・目黒メディカルクリニック          明治安田新宿健診センター・小澤病院</p> <p>②特定保健指導利用券を利用して、全国の健保連契約機関で実施。</p> <p>③当健保組合の保健師が実施          ・当健保組合の健康管理室に対象者が来所して初回面談          ・各事業所に保健師が訪問して初回面談（オンライン面談も可）          ・大阪地区での集合健診当日に初回面談を一部実施</p> <p>④特定健康診査受診券（セット券）を利用して、特定健診の受診当日に実施。          （※被扶養者のみの実施方法）</p>
実施期間	<p>動機付け支援（低リスク者）：3ヶ月～4ヶ月（面談・電話・メール等）          積極的支援（高リスク者）：3ヶ月（面談支援の場合）～6ヶ月（電話、メール等の場合）</p>
保健指導の スケジュール	<p>・<u>初回面談時（約30分）</u>に生活習慣改善に向けての目標・計画を立てます。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <p>・<u>積極的支援</u>の場合は、専門スタッフが  <u>1～2ヶ月に1度の定期的なフォローでサポート</u>          （面談・電話・メール等）を行います。</p> </div> <p>・<u>3ヶ月以上経過後に改善状況を対象者が自己評価</u>          （面談または電話・手紙など）を行います</p>

※「特定保健指導」の対象者が、特定保健指導を利用されない場合や途中で止められた場合には各種補助金をご返還いただく場合もありますのでご注意ください。（各健診の利用申込の際に、保健指導を受けることに同意をいただいております）

# 健診受診後の健康相談等について

健診を受ける目的は、自身の健康状態を把握するために、生活習慣病（肥満・高血圧・糖尿病）の発症予防や重症化予防、それ以外の病気の早期発見を知ることです。

事業所にとっては、従業員の健康状態を把握して健康管理を行うことは重要です。また、健保組合にとっては、加入者の方が健康であることは医療費の適正化につながります。

健診は、受けて終わりではありません。健診結果が「要精密検査」や「要医療」となっているのに、再受診せずに放置している方はいませんか？

また、「特定保健指導」の対象者となった場合も、必ず受けていただくよう事業主様から利用促進をお願いいたします。

労働安全衛生法では、

経営者は、「健康診断の結果に異常な所見があるなど特に健康の保持に努める必要がある従業員を対象とした、医師または保健師による**保健指導の実施に努めることを義務付けています。**」（労働安全衛生法66条の7）

## 重症化予防・若年者の肥満対策について

令和7年度も生活習慣病（肥満・高血圧・糖尿病）からの重症化（脳卒中・虚血性心疾患・透析）リスクの高い方に対して、未治療者には受診勧奨と保健指導を、内服中のコントロール不良者には医師相談や保健指導を行い、重症化予防対策を継続して行います。

40歳以上は、特定保健指導で減量や生活習慣病の予防をサポートしていますが、特定保健指導の対象外である20代30代の肥満が増えてきていることから、若年者の保健指導にも力を入れています。

### ●嘱託医による健康相談

月に1回 当健保組合内の健康管理室で実施します（ひとりあたりの時間 約20分）



健診の結果をもとに、当健保組合で対象者を抽出し、事業所経由で対象の方にご案内しております。（オンライン面談も可能です）

※嘱託医の藤田医師は、**【糖尿病専門医】**で、糖尿病をはじめとする**生活習慣病の治療を専門とするクリニックを開業する医師**です。現在受けている治療やお薬について質問等がある方もぜひご相談ください。

### ●保健師による健康相談・特定保健指導

平日の9時～17時まで、随時受付実施しています



当健保組合内の健康管理室やオンライン面談、電話による相談の他、保健師が事業所へ訪問して実施しております。

（お問い合わせ）大阪装粧健康保険組合 保健師まで 電話 06-6261-6475（健康相談専用）